

## 実証対象の安全衛生対策の選定方法

## 1. 選定の基本方針

高年齢労働者安全衛生対策に精通した有識者による「安全衛生対策選定会議」において、申請された安全衛生対策について、実証可能性等の評価項目に基づいて評価し、選定する。

## 2. 具体的な選定方法

## 2. 1 評価方法

「安全衛生対策選定会議」の各委員が下記の「評価項目一覧表」により、各評価項目の評価点を記載する。点数については、項目ごとに5段階（5. 優れている、4. やや優れている、3. 標準、2. やや劣っている、1. 劣っている）で評価し、加重係数をかけたものとする。

評価項目一覧表

評価項目	評価の観点	加重	配点 (満点)
1. 形式的要件	申請内容に不備はないか。	×1	5
	原理が科学的に説明可能であるか。	×2	10
	高年齢労働者の特性に配慮した安全衛生対策であるか。	×2	10
	小計	—	25
2. 実証可能性	定量的に評価可能な実証項目が提案されているか。	×2	10
	適切な測定・評価等の方法が提案されているか。	×1	5
	試験実施場所が確保可能かどうか。	×1	5
	適切な試験の時期と期間が提案されているか。	×1	5
	現実的に実証可能な試験費用となっているか。	×1	5
	先行して実施した試験の実績が十分であるか。	×1	5
小計	—	35	
3. 効果等	高年齢労働者の安全確保、健康保持増進等の労働災害防止対策として効果が見込めるか。	×3	15
	独創的・先進的な対策であるか。	×4	20
	導入に伴い副次的な影響が発生しないか※。	×1	5
	小計	—	40
合計	—	100	

※選定の過程で、対策の導入に伴い、安全衛生・環境面等に重大な負の副次的影響を及ぼすことが判明または予想された場合には、合計得点にかかわらず選定しないこともある（欠格事項）。

## 2. 2 選定方法

各委員の評価点の平均が上位となった対策から安全衛生対策選定会議の審議を踏まえ、実証対象の安全衛生対策の種類に偏りがないように選定する（想定選定対策数：3対策程度）。なお、合計点が40点に満たない対策は、各委員の評価点の平均が上位であったとしても、安全衛生対策選定会議の審議を踏まえ選定しないこともあり得る。